

◎新潟県告示第163号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新潟市に係る新潟農業振興地域（平成23年新潟県告示317号）、中之口農業振興地域（昭和47年10月新潟県公告）、燕市に係る燕農業振興地域（平成26年新潟県告示第452号）及び新発田市に係る新発田農業振興地域（平成26年新潟県告示第1542号）の区域を次のとおり変更する。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更した地域の名称

- (1) 新潟農業振興地域
- (2) 中之口農業振興地域
- (3) 燕農業振興地域
- (4) 新発田農業振興地域

2 区域

- (1) 新潟市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (2) 燕市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

- (3) 新発田市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成28年2月9日